

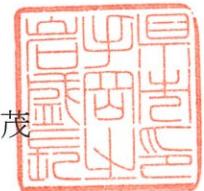
6 盛水経第 113 号

盛岡市上下水道事業経営審議会

公共下水道使用料の改定について、盛岡市上下水道事業経営審議会条例（昭和 50 年条例第 5 号）第 1 条の規定により諮問します。

令和 6 年 6 月 5 日

盛岡市長 内 舘



諮詢の趣旨

本市の公共下水道事業は、昭和 28 年に始まり、順次事業区域拡張を重ね、生活環境の改善や浸水被害の軽減などを担い、快適な暮らしを市民に提供してきました。令和 4 年度末の公共下水道汚水処理人口は 253,790 人、普及率は 90.1% に達しています。一方で、高度経済成長期に建設された施設の老朽化が進んでおり、その計画的な更新や災害等に備えた施設の耐震化など、安全で強靭、そして将来にわたって持続可能な事業経営が求められています。

本市の公共下水道使用料は、平成 22 年度に改定して以来、約 15 年にわたり現行の使用料を適用し運営してまいりましたが、人口の減少による水需要の減少とともに、下水道使用料収入も減少しており、施設の老朽化による維持管理費や更新費用の増加に伴い、経営環境は厳しさを増しています。

このような中、必要かつ緊急課題でもある、施設や管渠の維持更新、耐震化などを、今後も適時適切に行っていくためには、現在の公共下水道事業にかかる使用料体系について、時代に合わせ、収入を安定して確保できる体系に変化させていく必要が生じています。

このことから、令和 7 年度以降の、事業経営の基盤を強化し持続性を高めるために、公共下水道使用料の改定が必要ありますので、その内容について御審議いただきたく、諮詢するものであります。